

調整担当者研修

ねらい	<p>児童福祉法第25条の2第6項及び第7項に規定する要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者（以下「調整担当者」という。）として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等の習得及び特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。</p> <p>研修到達目標及びカリキュラム等については厚生労働省が示す基準に基づく。</p>		
申込条件	<p>調整担当者として職務を行う職員で、児童福祉司任用前講習会を修了した者</p> <p>※児童相談所設置区以外の方も受講できますが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されません。</p> <p style="text-align: right;">【需要数43名】</p>		
日数	2日間		
研修内容	厚生労働省が示す基準に基づく。		
日程 研修ID 通知期限	日程	研修ID	通知期限
	2月中～下旬	2115800	1月上旬